

『古事記伝』と『姓氏録』——本居宣長における「ウチカバネ」の成立——

河合 一樹

序

『新撰姓氏録』^①は、日本古代における氏族の由来を纏めたものである。万多親王を中心に編纂され、上表文には弘仁六年（八一五）七月二十日の日付がある。記紀の成立から百年遅れ、また抄録しか今日に伝わっていないとは言え、一一八二もの膨大な氏族についての記載があり、古代史や記紀を研究する際に欠く事の出来ない基礎的な文献としての価値を有している。

その為、本居宣長が『古事記伝』において頻繁に『姓氏録』に言及するのは、当然のことであると言ってよいだろ

う。それは『日本書紀』や『万葉集』などと同じく常に手元に置かれており、^②『古事記』の中に出てくる様々な氏族についての注釈において大いに活用された。しかし、本稿は個々の場面で『姓氏録』がどのように利用されたかということを明らかにしようとするものではない。反対に、ある重要な点において『姓氏録』が取り上げられていないことを糸口として宣長の思想について考究することを企図している。

それは神武天皇の時代から欠史八代までにおける「ウチカバネ」^③の在り方について『古事記伝』が『姓氏録』と異なった見解を示していることである。このことは『姓氏録』の序文に真つ向から対立することに等しい。もちろん、

両者が必ずしも一致していなければいけない訳ではないが、このような大きな相違は注目に値するものと思われる。宣長はどうしてこのような解釈に至ったのだろうか。

この問題に回答する為には、『古事記伝』允恭記における注釈を検討することが不可欠となる。『姓氏録』序文は允恭天皇が「ウヂカバネ」を正したという事跡に言及しており、この点に関しては宣長も食い違ふ発言をしていない。その為、単純に両者を比較する上ではこの箇所は問題とならない。しかし、宣長はそこで「ウヂカバネ」について集中的に注釈しており、強い思想性も窺取される。従って、允恭記の注釈を視野に入れることによって、問題の範囲を拡大し、解決へと導く手がかりを得ることが出来ると予想される。

以上のような企図の下に本稿では、第一に『姓氏録』序文と『古事記伝』神武記の相違を指摘し、第二にそれが思想的背景に基づくものであることを示した上で、第三に『古事記伝』允恭記の注釈を概観する。そして、そこで得られた知見をもとに、最終的に宣長が『姓氏録』序文を否定的に捉えた理由を考究したい。

一 『姓氏録』序文と『古事記伝』神武記

既に序において、『姓氏録』序文と『古事記伝』に相違が認められることを述べた。本論を始めるに当たって、まずそのことを具体的に確認しておきたい。先に『姓氏録』について検討してから、『古事記伝』へと歩を進めることにする。

蓋し聞く、天孫襲に降り西化の時、神代伊に開けて、書記伝ふること靡し。神武夏に臨て東征の年、人物漸滋く、梟師間起る。神剣下り授け、靈鳥飛ぶに泊て、帰首星の如くに陣り、群凶霧の如くに散す。明命を膺受し、中州に光宅す。泰階平斉、海内清謐なり。既にして、徳を謹み功を考へ、土を胙ひ氏を命す。国造県主、始て斯に号あり。〔姓氏録〕〔神道大系 姓氏録〕一〇（一一頁）

序文は、天孫降臨から始まる。しかしながら、その時代については伝える記録がないというだけであり、本格的な記述は次の神武天皇の時代から始まると見てよいだろう。ここでは、神武東征の様子を描写した後、「徳を謹み功を考へ、土を胙ひ氏を命す」と言っており、さらに「国造」「県主」の号が始めてこのとき成立したとしている。

なお、この箇所は、『日本書紀』の次のような記述に基づいている。

二年春二月甲辰乙巳。天皇功を定め賞を行ひたまふ。

道臣命に宅地を賜て築坂の邑に居らしむ。以て寵異たまふ。亦大来目をして、畝傍山西の川辺の地に居らしめたまふ。今来目の邑と号く。是其の縁也。珍彦を以て倭国造と為す、又弟猾猛に田邑を給ひ、因て猛田県主と為す。是菟田主水部が遠祖也。弟磯城名は黒速。

磯城県主と為す。復劔根以て、葛城国造と為す。又頭八咫鳥亦賞例に入る。其苗の裔は、即ち葛野主殿県主部、是也。〔『日本書紀』〔『国史大系 日本書紀 前篇』〕一三二

一三三頁）

これは神武天皇が東征後に論功行賞をしたことを述べるものであり、数人に土地を与えると共に「国造」や「県主」にしたとしている。『姓氏録』の序文はこのことをもって「ウチカバネ」について語り始めている。そのときの事情がどのようなものであったと捉えられているか、より詳細に追及することは難しいが、少なくとも初代の神武天皇の時代に既に「ウチカバネ」は存在しており、天皇との関係が成立していたと見ていることは間違いないだろう。

『姓氏録』序文は、この後も垂仁天皇の時代に「ウチカバネ」が遠くまで広がったことや允恭天皇の時代に「ウチ

カバネ」を正したことを述べる。特に、垂仁天皇の記述は『古事記』や『日本書紀』には見えない興味深いものであるが、本稿の問題に関わるものではない。また、既に以上に述べたところにおいて『古事記伝』が異なった態度を取っていることを明らかに出来る。その為、以降の記述を確認することは省略して、『古事記伝』へと話を移したい。

『古事記伝』神武記には明確に『姓氏録』と対立する箇所を見出せる。『古事記』本文は、神武天皇が日向に居た頃に「阿多アタの小橋コハシの君ミコの妹イモ」を娶ったという段である。

阿多アタは地名にて、薩摩国サツマノクニにあり、委アくは上卷隼人阿多君アタノミコとある下トコロ【伝十六の四十二葉】に云るが如し、【此

の阿多も、彼上卷なる阿多君アタノミコと一ツにて、姓イカニとこそ聞えたるに、地名なりといへるは如何イカニといふに、此御代ミコトノトキのころは、いまだ姓を云る例なければなり、此事猶次に委アいへり、但此シレドモはなほ地名ながら後に姓となりつれば、即彼阿多君アタノミコにてはあるなり、【（記伝、十・四一三）

ここで宣長は、「阿多小橋君」という表現にこだわっている。「阿多君」は一見「姓」のこのように見えるが、この時代に「姓」を言っている例はないので地名と解する方がよいと言っている。さらに、続いて「小橋君」についても次のような注釈を付ける。

さて小橋君コハシノミコは、其地ミチをうしはける人にて、即名チに負オス

るなるべし、又此は名には非ずして、阿多氏中より別れたる一姓の如くにも聞ゆめれど、若姓ならむには、必下に其人の名あるべきに、名をいはずで妹と云ふこといかゞ、某氏の妹とは云まじければなり、又君てふ加婆禰は、必姓の下にこそ附る例なれ、名の下にはいかゞともいふべけれど、凡て加婆禰は、元は其人を尊みて云るより起れることなり、此御代のころは、未さだかに姓と云物はなかりしことと見ゆれば、たゞ其居処の名などを以て、其処君と尊み呼ぶが、世々に伝はりて、つひに姓とはなれるなり、(『記伝』、十・四一—三)

ここでは「小椅君」が「姓」であるかどうかを巡ってより細かく議論が展開されている。宣長はいくつかの反論を想定しながらも、それらを全て退けている。その最終的な根拠は「此御代のころは、未さだかに姓と云物はなかりしことと見ゆ」ということにあるだろう。すなわち、宣長は神武天皇の時代における「ウヂカバネ」の存在を否定している。

加えて、宣長は『姓氏録』が出典としている『日本書紀』の記述に言及する際にも、この主張を維持していると思われる。取り上げるのは成務記の「県主」の注釈である。

○県主は、倭国内なるを始め、国々に在る県を掌れる

者の号なり、書紀神武卷に、給二弟 猾 猛田邑一、因爲二猛田県主一、【こは倭国十市郡なる、猛田にて其邑を賜ひて其処にある御県の司とし賜へるなり、同じ猛田の内に、御県の地と、此人に賜へる地とあるなり、此文に依て、県主と云は、たゞ其地を領ける者ぞと勿思ひまがへそ、】弟磯城、名黒速、爲二磯城県主一など見ゆ、神武天皇の御世よりありし物なり、(中略)此も其職を、子孫世々に伝ふるからに、某県主と云、即姓なり、(『記伝』、十一・三三二—三三三)

先程見た『日本書紀』の神武天皇の論功行賞の記述を用いて、「県主」がその時代から存在していたことを述べている。注目すべきは「此も其職を、子孫世々に伝ふるからに、某県主と云、即姓なり」という発言である。これは一見すると、「県主」が当初から「姓」であったと言っているように読めるが、「阿多小椅君」の注釈にあったのと同様に「子孫世々に伝ふる」ということが前提となっている。むしろ、神武天皇の時代に「ウヂカバネ」がなかったという理解がこの注釈を生み出しているものと考えられる。

以上のように、神武天皇の時代における「ウヂカバネ」の在り方を巡る『姓氏録』序文と『古事記伝』との対立は、「ウヂカバネ」が存在したか否かという極めて単純かつ根

本的なものであった。宣長は、当時は「ウヂカバネ」がなかったと主張する訳であるが、一体それがいつどのようなように成立したと考えているのだろうか。

二 『古事記伝』における「ウヂカバネ」の成立

神武記以後、『古事記』本文中で「○○が祖」という形ではなく、同時代の事として「ウヂカバネ」が出てくるのは、開化記の婚姻記事における「丹波の大県主、名は由碁理」という記述である。そこに宣長は次のような注釈を付けている。

○大県主、オホアケカバネ 県主の事は、上【伝七の八十三葉】に云り、其に大と云は、臣オホキミに大臣オホラジ、連ムラジに大連オホムラジと云類の例にて加へ称へたる号なり、朝倉宮段に、志幾シキの大県主と云も見え、続紀には、坂上大忌寸、県犬養、大宿禰、陸奥大國造なども見えたり、是ら皆同例にて、大は殊オホに称へたるもので、(記伝、十・五二九)

この文章が「ウヂカバネ」の成立に関わるものではないことは明らかではないだろう。「県主」と「大県主」との関係は述べているに過ぎない。ただし、宣長は特に問題視することなく「大県主」を「ウヂカバネ」として受け取っているものと思われる。ここで直接言及されてはいないが、

参照指示が為されている「伝七の八十三葉」は、「右件十九氏の加婆禰カバネの事」(記伝、九・三三六)から始まる一連の注釈の末尾の箇所だからである。また、神武記で「阿多小椅君」という表現がおかしいと言っていたのも、「ウヂカバネ」を伴う記述はここにあるように「名は○○」が付く形式が正しいという理解に基づくと思われることも傍証となる。

従って、神武以後開化に至る欠史八代の内のどこかで「ウヂカバネ」が成立したということになる。しかし、宣長はその間の注釈において特定の時点を以て「ウヂカバネ」の成立であると述べてはいない。『姓氏録』序文と相違する神武天皇の時代には「ウヂカバネ」はなかったという見解を示しながら、それがいつ始まったかということをも明らかにしないということは幾分奇妙なことではないだろうか。

あるいは、このような事態は宣長の「ウヂカバネ」に対する関心の薄さを示すものであり、相違していることをさえ充分に意識していなかったことに起因するという可能性も考えられるかもしれない。しかしながら、そのように理解するには神武記の注釈はあまりに熱のこもったものである。そして、宣長の「ウヂカバネ」の成立に関する次のような発言を考慮にいれるならば、むしろ意図的に行われて

いると判断出来る。『古事記伝』允恭記の注釈の一部に次のようにある。

○忤^{ウチカバネ}過^{タガヒアヤマル}は、凡て氏姓は朝廷より賜ふ物にして【其本を推究めて思へば、天下の人等の氏姓を悉に朝廷より賜ふべきには非れば、初はおのづからに定まりたる多かるべけれど、既に定まりたる上にては、私には漫にせず、皆朝廷よりぞ治賜へる、】いさ、かも私にすること能はず、古は是を甚重くして厳なりしこと、世々の史に見えたるが如し、然はあれども猶おのづから紛ひても忤ひ又偽る者もありしなり、(『記伝』、

十二・一八六)

ここでは、「氏姓」が朝廷から賜る重要なものであることが述べられている。しかし、それ以上に注目されるのは割注の部分である。宣長はそこで究極的には、全ての「氏姓」が朝廷から賜ったものであるという訳ではなく、「おのづから」発生したものも多いはずだとしている。このことは神武記の注釈において為されていた「たゞ其居処の名などを以て、某処君と尊み呼るが、世々に伝はりて、つひに姓とはなれるなり」という主張と深く関係しているだろう。宣長にとって「ウヂカバネ」はある時突如成立するものではなく、代々同じ呼称が続いていく内に「おのづから」生じてくるものである。

このような「ウヂカバネ」に対する理解は、神武記から開化記の間に「ウヂカバネ」が成立した特定の時点を想定していないことと整合的である。このことよって、既に宣長が意図的に『姓氏録』と異なった見解を取っていることは明らかであると考え、さらに同時代との関わりを考えることよって「ウヂカバネ」の問題を宣長が重要視していたことを示すことが出来る。

三 『玉勝間』における「姓氏の事」

宣長以前にも儒者や神道家による中国の「姓氏」や日本の「ウヂカバネ」を巡る議論が存在していた。江戸期においては、「正名」ということの下に国号や地名や職名などの様々な主題について多くの学者が論じており、「ウヂカバネ」もその一部に含まれている。

それらの議論について宣長が反応している条が『玉勝間』にはいくつかある。ただし、その全てを取り上げることは冗長である上に、論旨を不鮮明にする恐れがある。その為、ここでは第七七条「姓氏の事」についてのみ具体的に取り上げる。

この条ではまず、「姓」と「苗字」との関係が述べられ、本来全ての人に「姓」があったが、やがて「苗字」ばかり

を名乗るようになり「姓」が忘れられた為に、人々が好きなように「姓」を名乗るようになったという経緯が示される。それに続く後半部に、二点指摘しておきたいことがある。それぞれに対応する形で分けて引用する。

さて又ちかき年ごろ、万葉ぶりの歌をよみ、古学をする輩は、又ふるき姓をおもしろく思ひて、世の人のき、もならはぬ、ふるめかしきを、あらたにつきてなる者はた多かるは、かの漢学者の、からめかして、苗字をきりたちて、一字になすと同じたぐひにて、いとうるさく、その人の心のをさなさの、おしはからる、わざどかし、〔玉勝間〕、一・七一―七二

ここには同時代への目線が明確に示されている。すなわち、最近の古学者たちが聞きなれないような古い「姓」を面白がっていることは、漢学者が中国風に苗字を一字にすることと同じであると批判している。真つ先に批判の対象になっているのは国学者であるが、当然のように儒者が引き合いに出されることには留意しておくべきである。

江戸時代における儒者の姓名の改変として代表的な例は、荻生徂徠がその本姓「物部」を一字にして「物徂徠」と名乗ったことであろう。他にも服部南郭は「服子遷」、安藤東野は「滕東壁」と名乗った。このような改変は過剰な中華趣味によるものとして批判が起こった。次に引用するの

は、留守希斎『称呼弁正』の柳田邦美による序の一文である。

是の時に当りて、惟だ中江・山崎・伊藤三賢の徒、未だ嘗て複姓を改む者あるを聞かず。〔中略〕荻生惣右衛門茂卿、意蓋し奮する有り。〔中略〕則ち姓物部を以て改め物と称す。猶可なり。其の門人服子遷・滕東壁・平子和、三才子儼然として漢人なり。太宰徳夫蓋し幸いに其の雅にして改めず。〔留守希斎『称呼弁正』〔日本随筆集成〕三卷所収〕四七七頁

ここでは、中江藤樹や山崎闇斎及び伊藤仁斎などの日本の儒者たちは自らの姓を復姓のままにしていたが、「物」と名乗る徂徠はまだしも、その門弟たちは漢人のような名前を好きに名乗っているという。この一文には直接批判の文言は登場しないが、邦美自身が「瀧」から「柳田」へと名乗り方を変えたことがこれに先立つ箇所を示されていることを踏まえると批判の意図は明白であろう。なお、末尾に言われているように徂徠派の中でも太宰春台は、姓を改めることに批判的な態度をとった。また、『玉勝間』が出版された寛政期の文献にはなるが猪飼敬所の『操觚正名』などにも修姓への批判がある。

このように、宣長の目線は同時代の問題と共通するところを持っている。少なくとも、自らの「姓」を好きなよう

に改変する人々への批判的な態度は両者で軌を一にしているといつてよい。このことは同時代との関係から宣長にとつて「ウチカバネ」が主題的に考察されるべきものであつたということを示唆している。さらに、「姓氏の事」の続く箇所では宣長独自の仕方での「ウチカバネ」の問題の重要性を看取することが出来る。

いにしへをしたふとならば、古のさだめを守りて、殊にさやうに、姓などをみだりにはすまじきわざなるに、かの禍津日前の探湯をもおそれざるは、まことに古を好むとはいはるべしやは、そもく姓は、先祖より伝はる物にこそあれ、上より賜はらざらむかぎり、心にまかせて、しかわたくしにすべき物にはあらず、〔玉勝間〕、一・七一―七二

本当に古を慕うのであれば、私に「姓」を改めてはならないと言っている。そして、その際に「禍津日前の探湯」を持ち出している。このことについても『古事記伝』允恭記の注釈の中に述べられている。

○言八十禍津日前は、尋常の地名とは聞えず、故思ふにこは此度の探湯の事に依て殊に負給へる名なるべし、されば即味白禱前のことなり、八十禍津日の事は、上巻禍津日神の下に云るが如し、〔伝六の五十七葉〕「姓氏の忤過つは、世の禍事なるを糺し賜ふ地なる由にて

如是は負せ賜へるにや、〔甘檉〕坐神社四座も若くは此探湯立に依て齋祭賜ふ神には非るか、若然もあらば、其四座は、八十禍津日、大禍津日、神直毘、大直毘の四柱神などにや坐らむ、此はたゞこゝろみに云のみなり、〔記伝〕、十二・一八八

「禍津日前」とは、「探湯」が行われた場所の名前である。しかしながら、宣長はそれを「尋常の地名」ではないとし、「ウチカバネ」が乱れたという「禍事」を正したことからこの地名が生じたとしている。さらに割注の中では、「禍津日」だけではなく、「直毘」にすら言及している。

広く知られるように、「禍津日」がいる為にこの世には必ず悪が存在するが、「直毘」の力によってその悪が正されていくという思想が宣長にはあった。¹⁰⁾そして、善悪が相移り最終的に「全吉善」になるという理を、「奇しきかも、靈しきかも、妙なるかも、妙なるかも」(「記伝」、九・二九六)とまで言っている。ここではこれ以上深く立ち入らないが、宣長がその思想の根本的な部分をこの箇所に読み込んでいるということは重要である。

これまでの考察において、既に二度部分的にはあるが『古事記伝』允恭記の注釈に触れた。そして、その記述は両者ともに宣長が思想的背景に基づいて「ウチカバネ」を扱っていることを示唆していた。そのことから允恭記の

注釈の重要性が予期されるだろう。歩を進めてその全体を概観していきたい。

四 『古事記伝』 允恭記の「盟神探湯」の段の注釈

宣長は『姓氏録』における神武天皇や垂仁天皇についての記述を受け入れていなかった。その為、先程見たように「ウチカバネ」の重要性を示す為に専ら允恭記に言及していた。允恭天皇については、宣長は『姓氏録』と殊更に対立するような発言はしていない。ただし、「ウチカバネ」とは何かということについての注釈がここに集中することによって極めて思想性の高い記述となっている。そこにとどまらず、論点が表れているかということも概観しよう。当該箇所『古事記』本文は次のようなものである。

ここに、天皇、天の下の氏々名々の人等の氏族の忤ひ過てることを愁ひまして、味白禱の言八十禍津日の前に、くか瓮を据えて、天の下の八十友の緒の氏族を定めたまひき。また、木梨の軽の太子の御名代として、軽部を定めたまひ、大后の御名代として、刑部を定めたまひ、大后の弟、田井の中比売の御名代として河部を定めたまひき。〔古事記〕 允恭記

前半部は、「盟神探湯」をして「ウチカバネ」を定めた

という記述であり、後半にはいくつかの「御名代」を定めたということが書かれている。これに対する宣長の注釈は「氏々」「名々」「氏族」「忤過」「味白禱」「言八十禍津日前」「玖訶瓮」「八十友緒」「定賜」「軽太子」「御名代」「刑部」「田井中比売」「河部」の項目に分かれている。

この内で本稿の関心から注目されるのは、前半の六つである。ただし、「氏々」と「味白禱」は用例を示すのみの短い注釈であり、「忤過」と「言八十禍津日前」については既に確認した。その為、残りの「名々」「氏族」については検討したい。一つ一つの注釈の引証などの明細な点には言及しきれないので、ここではそれらの基本的な内容や関係性を中心に見て行く。

「ウチカバネ」について考究しようとする観点からすれば、まず押さえておくべきは「氏族」の項目であろう。

○氏族は、宇遅加婆禰と訓、宇遅と云物は常に人の心得たるが如し、【源平藤原などの類是なり】、加婆禰と云は、宇遅を尊みたる号にして即宇遅をも云り、【源平藤原の類は、氏なるを其をも、加婆禰とも云なり】、宇遅ももと賛て負たる物なればなり、【是はた言は賛たる言に非るも、負たる意はほめたるものなり】、又朝臣宿禰など、宇遅の下に着て呼ぶ物をも云り、此は固賛尊みたる号なり、又宇遅と朝臣宿禰

の類とを連ねても加婆禰と云り、【藤原朝臣大伴宿禰などの如し、】されば宇遲と云は、源平藤原の類に局り、【朝臣宿禰の類を宇遲と云ふことは無し、】加婆禰と云は、宇遲にも朝臣宿禰の類にも連て呼ふにも恒る号なり、宇遲と加婆禰との差別大かた如此し、(「記伝」、十二・一八七)

ここで為されているのは、「ウヂ」と「カバネ」との関係を中心とした「ウヂカバネ」の説明である。宣長は「カバネ」は「ウヂ」を尊んでいう言葉であるとす。それ故、「源平藤原」などの狭義の「ウヂ」も、「朝臣宿禰」などの狭義の「カバネ」も、広義の「カバネ」に含まれると言っている。この後も論述は続き、同時代の人々がこの点を見誤っていると述べていることは注目に値するが、「ウヂカバネ」の定義についてはこの記述を逸脱することは述べられていない。

この箇所だけから宣長の考えていることを十分に理解するのは難しい。その為、直前の「名々」の項目との関係を考察することによって「ウヂカバネ」を巡る問題の全体像を捉える必要があると思われる。それは次のように始まる。

○名々、まづ名は【名と云言の本の意は、為なり、為とは、為りたるさま状を云、其は常に為人と云も為りたる形状と云事、又物の形を那理と云も同意にて名と

云ももと其物のある状なり、たとへば筆は文を書手なる由の名、硯は墨を摩る由の名、なるが如し、万の物の名皆然り、人の名も其ある状に依て負たるものなり、】もと其人のある状【行状容貌由縁、其外くさへ、】を賛称て負けたる物にて名を呼は尊みなり、(「記伝」、十二・一八六)

「名」は「為」であつて、物事や人物の「形状」から「名」が生じると言っている。このことは、『古事記伝』三之巻の「凡て皇国の古言は、たゞ其物其事のあるかたちのまゝに、やすく云初名づけ初たることにして、さらに深き理などを思ひて言る物には非ざれば」(「記伝」、九・一二二)という有名な宣長の言語観と通じるものと見てよいだろう。このことの意味はすぐには明らかにならないが、言語観の根本に関する「名」についての一般的な定義から一連の注釈が始まっていることに注意しておきたい。

「名々」についての注釈では、続く箇所でもう一点目に留まることがある。

さて古は氏々の職業各定まりて、世々相繼て仕奉りつれば、其職即其家の名なる故に、【氏々の職業は、もと其先祖の徳功に因てうけたまはり仕奉るなれば、是も賛たる方にて名なり、】即其職業を指ても名と云理、さて其は其家に世々に伝はる故に其名即姓の如し、さ

れば名々ナナと云は職々にて即此チも氏々と云にひとしきなり、〔記伝〕、十二・一八六

古には家の「職業」が定まっていた為にそれを家の「名」としていたのであり、それ故ここでの「名々」は「職々」を意味し、それは「氏々」というにも等しいと言っている。それは必ずしも「氏」がそのまま「職」であるということを含意しないが、両者の間に強い結びつきがあるということとは確かである。このように「職」という概念を持ち出す所に宣長の「ウヂカバネ」理解の大きな特徴があると思われる。

さらに、「名」という言葉が「職」を意味することがあるという点について宣長は多くの例証を引いているが、その中にも重要な記述がある。

統紀十七の詔に、進弓波ウツキナ 挂カケ 畏オソ 天皇大御名乎受ウケ
賜利退弓波婆々大御祖御名乎蒙弓之食国天下乎婆撫ウツキナ
賜惠賜夫云々男能未父名負弓女波伊婆礼奴物爾阿礼夜ウツキナ
立双仕奉自理 在止云々、こは天津日嗣所知観御職ウツキナ
業を天皇大御名【又婆々は母にて、】後宮の御政を御ウツキナ
母の御名と詔へり、【次に父名負弓とあるも、父の職ウツキナ
業を承継を云り、】〔記伝〕、十二・一八七

この用例から宣長が主張しているのは、天皇においてもその「名」が「職業」であるということである。すなわち、

「職」は「ウヂカバネ」に関わるとともに天皇にも関わるものであると宣長は見ている。

以上に、『古事記伝』允恭記の「盟神探湯」の段における注釈の要点を見て来た。その中で特に注目したいのは、「ウヂカバネ」の問題が「名」一般がどのようなものであるかということ及び「天皇」観と関連する形で示されていることである。このことを手掛かりとして、改めて宣長の「ウヂカバネ」の成立を『姓氏録』と異なる仕方でも描いたことの意味を考えたい。

五 『姓氏録』・『左伝』・『朱子語類』

宣長は「ウヂカバネ」の問題を「名」一般と繋げて考えていた。このことは宣長の「ウヂカバネ」の捉え方が『古事記』の語り方そのものと関連することを示唆している。そのことは反対から言えば、『姓氏録』の記述が『古事記』とは本質的に異なるものであるということになる。もとより、より正式な漢文で書かれた『姓氏録』の序文が『古事記』と異なっていることは言うまでもないが、それ以上に同時代において『姓氏録』の神武天皇についての記述が国内的なものであると観念される背景が存していた。

次に引用するのは、宣長も深い親交のあった谷川士清の

『日本書紀通証』の彙言における「姓氏」の箇所の一部である。

春秋伝に曰く、天子徳を建て、生に因りて以て姓を賜ひ、之に土を胙て、之に氏を命ずと。本邦亦た略同じ。

【姓氏録の序に曰く、神武夏に臨て東征の年、徳を謹み功を考へ、土を胙ひ氏を命ず。国造県主、始て斯に号あり。】（谷川士清『日本書紀通証』七九―八〇頁）

士清は、ここで『左伝』と『姓氏録』の文章を並べる。

そして、そのことを以て中国と日本との「ウヂカバネ」の在り方が「略同じ」であるとしている。この後も記述は続き、日本では天皇に「姓」がないことなど相違も指摘されるが、士清の考察の方針が両者を同質のものとなし上で比較するというものであることは動かない。

中国の「姓氏」と日本の「ウヂカバネ」を同じものであると見なしたのは、士清だけではない。特に注目しておきたいのは、留守希斎『称呼弁正』の次のような記述である。

○凡そ人姓有り、氏有り。姓は祖先の自りて出る所を統る者也。氏は即ち族也。族は子孫の由分る所を分つ者也。源姓の若きは、清和天皇自り出で其の支孫分れ、新田・武田・足利・鳥山・一条・伊沢・板垣・秋山・南部・八代・浅里・平井・田中・安田・小倉・加美・泉・奈古・逸見等の諸氏と為る。異方亦た然り。

（留守希斎『称呼弁正』〔日本隨筆集成〕三卷四八八頁）

この一文では、「姓」と「氏」との区別が示されている。

希斎は「姓」を「祖先の自りて出る所を統る者」であり、「氏」は「族」であつて「子孫の由分る所を分つ者」とした上で、「源姓」が様々な「氏」に分かれていくことを例示する。そして、それは中国でも同様であると述べている。その背景には『称呼弁正』内にも引用されている『朱子語類』の文章がある。なお、これは浅見綱斎の『養子弁証』でも引かれている。

○朱子曰く。姓と氏に分、姓は是れ本原生ずる所、氏は是れ子孫下に各おの分る。商の姓は子なる如き、其の後宋有り、宋に亦た華氏・魚氏・孔氏の類有り。〔中略〕東門氏の類の如し。左氏曰く。天子生に因りて以て姓を賜う。諸侯字を以て諡と為す。因て以て族と為す。（『朱子語類』中華書局、二〇一一年、三三八―頁）

中略した部分にも多くの例示が続いている。この文章と希斎の記述とは、多少の差異が存しているとはいえ、極めて近いものであると認められる。殊に、具体例を示す箇所は類似しており、その影響関係を窺わせる。希斎が行ったのは、この『朱子語類』の内容を日本についても実際に適用する作業であつたと言つてよいだろう。また、ここにおいて『左伝』に言及が為されていることにも留意して

おく必要がある。江戸期において、この『左伝』の一節は、「姓氏」や「ウヂカバネ」を考察する際の基礎となっていたことを示すからである。

以上に見て来たところによると、宣長に先立って『姓氏録』序文の出典が『左伝』にあることが指摘されており、また『左伝』に対する『朱子語類』の解釈を踏まえながら、中国の「姓氏」を日本にも適用しようとする営みがあったことが明らかにされた。従って、宣長も『姓氏録』が示す「ウヂカバネ」についての見方を中国的なものであると受け取っていた可能性は極めて高い。その為、宣長が『古事記』における「ウヂカバネ」の在り方をそれとは異なったものとして構想することは、『古事記伝』の作業の性質上必要なことであつたと思われる。

六 「ウヂカバネ」と天皇

同時代の思想的背景から見ることによって、宣長が「ウヂカバネ」を『古事記』の語り方と関連させて考えることの蓋然性を示すことが出来た。では、具体的にはそれはどのようなものであり、また『古事記伝』の他の概念についての理解とどのような関係を有しているのかという点を、最後に考察したい。

允恭記の注釈においては、「天皇」についても触れられていた。言うまでもなく「天皇」がどのようなものであるかということは、『古事記』を解釈し古代日本の在り方を明らかにしようとする上で、極めて重要な問題である。ただし、宣長の「天皇」観全体を本格的に考察する為には様々な考察が要求される為、ここで扱うことは出来ない。本稿の行論上取り上げたいのは、神武天皇の即位を巡る宣長の見解である。

宣長以前に、神武天皇の即位についてのどのような見方が為されていたか、再び士清の『日本書紀通証』に目を向けよう。神武紀の冒頭には玉木正英の次のような言葉が引用されている。

玉木翁曰く、神代未だ天皇の号有らず。此に至りて始めて之を称す。謂ふ所、天業を恢弘し天下に光宅するの大号也。(谷川士清『日本書紀通証』七一五～七一六頁)

神代には「天皇」という号は存在せず、神武天皇の代になって初めて成立したと述べている。後半部は、「天皇」号の偉大さを讃える記述である。そして、士清は即位記事においても『海東諸国記』の「辛酉正月庚申始めて天皇を号す」(『日本書紀通証』七八八頁)という記述を引いている。従って、神武天皇の即位は、その時に「天皇」号が誕生した画期として重く見られている。

これに対して、宣長は全く異なった解釈を見せる。周知の通り、宣長は神武天皇以前に五瀬命が天皇であったという見解を取っている⁽¹⁵⁾。さらに『古事記』に記述がない為に、即位ということ自体を扱っていない。すなわち、宣長は「天皇」についても明確に規定しようとはしていないのである。

天皇の即位ということに関して、仲哀記の注釈の中に注目すべき記述がある。

然云故は、上代のさまは天皇崩坐ぬれば、即其太子の御代にて、太子又即天皇に坐り、【然るを、某年某月某日即位など、きはやかに、界を立て定め申すは、もと漢国にならへる、後の事にこそあれ、上代には、凡て然る事はなかりき】されば、仲哀天皇既に崩坐ては品陀別命御腹内に坐々て、其御世にぞありける、〔中略〕然れども未生坐さず御腹内に坐々しほどは、臣連八十伴緒ことぐに、大后に仕奉り、〔割注略〕生坐ても 幼 坐ししほどは、さらにも申さず、成長坐て後も、大后の世に坐々ける限は、大御親に坐ませば敬ひ仕奉り賜ひて、よろづ其御心に随賜ひつべければ、御子はおのづからなほ太子の如くに坐て、大后ぞおのづから天皇の如くには坐々ける、〔記伝』、十一・四三八〜四三九〕

これは、神功皇后についての記述が『古事記』においては仲哀記の末尾にあることについて、一卷を立てる『日本書紀』との相違を論じた箇所である。宣長は『古事記』の方が上代の真実に近いと見ている。その理由は、本来胎中にある時から応神天皇が天皇であったというべきであるが、実際には人々は神功皇后に仕えており、その状況は応神天王が生まれてからも続いていた為に、どちらを天皇と呼ぶか曖昧であったからである。『古事記』はそのことをそのまま伝えるが、『日本書紀』は天皇が交代する時点を確認にしようとする。そのような特定の日付に即位することは中国に由来するものである⁽¹⁶⁾。

「スメラミコト」という言葉についての注釈を見ると、このことの意味はより明瞭になるだろう⁽¹⁷⁾。

○須壳伊呂大申日子王、須壳は尊称にて、皇神などの、皇と同じ、【皇字を当たるは、天皇を申すに就てなり、されど須壳てふ言は、もと皇字の意には非ず、此王の名にも、負るを以て知べし、たゞ尊みたる称なり、天皇を須壳良美許登と申すも、もと尊み称へ奉れる、御号なるべし】〔記伝』、十一・一六六〜一六七〕

ここで、宣長は「スメラミコト」というのは、もともと「尊み称へ奉れる」言葉であるとしている。それが「天皇」という地位を明確に示す言葉となつてからも、この根本的

な意味は失われていないと宣長は見ていると思われる。というのも、さきほどの応神天皇と神功皇后とのどちらが「天皇」か分からないという状況は、人々がどちらを「天皇」と呼ぶかという観点から捉えられているからである。

『古事記伝』が、神武天皇の即位に重きを置かない理由は、以上の事から理解することが可能である。すなわち、「天皇」号は人々が讃えることによって成立するものであって、ある時点で天皇自身が名乗り始めるものとは考えられていない。それをそのまま伝えていたことが、『日本書紀』にはない『古事記』の語りの特徴であり、『古事記』が優れている理由でもある。

宣長が「ウヂカバネ」について神武記の注釈で代々「尊み呼ぶ」内に「小椅君」が「ウヂカバネ」になったと述べており、また允恭記の注釈でも度々類似する発言をしていたことを想起しよう。特に「名々」の項目においては、そもそも人名自体が「賛称で負けたる物」であるとまで言っていた。このことは宣長の「天皇」号に対する態度と軌を一にしている。『古事記』の語り方における「ウヂカバネ」の成立は必然的に『姓氏録』と異なったものでなければならぬのである。

結

以上において、『古事記伝』が神武天皇の時代及び欠史八代における「ウヂカバネ」の在り方について『姓氏録』と異なった見解を示していることを問題として、それが思想的背景に基づくことを指摘した上で、『古事記伝』允恭記の注釈を概観して「ウヂカバネ」の問題が「名」一般や「天皇」観と関わっていることを確認した。そして、最終的に「ウヂカバネ」も「天皇」号と同じく人々が「賛称」することによって成立するものである為に、『古事記』の語り方からは必然的に『姓氏録』と異なった解釈に至らなければならなかったと結論した。本稿の主たる考察はそこに尽きているが、最後に先行研究との関係においてそのことが帰結する意義を述べて稿を閉じることにしたい。

第一に、本稿は『古事記伝』の一部分を注視してその思想内容を明らかにすることを試みたものであり、こうした『古事記伝』を読み直すことを志向する研究は、旧来の諸論が『古事記伝』本文よりも『直毘靈』や論争書などのより主張が前面に出ているものを中心としていたことに対する反省の上に立って、近年盛んに行われている¹⁸⁾。そこにおいては、『日本書紀』を始めとした古典を宣長が『古事記

『伝』の注釈の中にどのように活用されているかということ
が重要な問題となっている。その中にあって本稿は、新た
に『姓氏録』序文との関係を扱ったものである。

第二に、本稿では谷川士清を始めとして、同時代の思想
家たちに言及した。その数自体は決して多くはないが、こ
れまで十分に宣長との関わりが論じられていない人物も含
まれている。その為、思想史の中の宣長の位置づけについ
て新たな視点を提示することが出来たものと考ええる。

第三に、問題は最終的に「天皇」観や『古事記』観に行
き着いた。両者ともに、言うまでもなく、宣長の思想の根
幹に関わるものである。その問題の広大さからすれば、本
稿はわずか一部を窺ったに過ぎない。しかしながら、宣長
の思想における「ウヂカバネ」の概念の重要性はこれまで
十分に認識されて来ておらず、本稿はそのような根本問題
を考える為の新たな視座を提出した。

もとより、本稿は『古事記伝』と『姓氏録』序文との差
異という限られた問題を扱うものである。そのことを通し
て、古代日本の在り方を構想する宣長の姿を垣間見ること
が出来たとすれば、それはこの上ない成果である。

*本居宣長からの引用に際しては筑摩書房版の全集を用い、
書名の後に巻数・頁数の形で示した（『古事記伝』につい

ては『記伝』と略記した）。また、『古事記』本文の引用は、
新潮古典集成版をもとに宣長の読みに従って手を加えた。
なお、漢字は通行の字体に改めた。

*漢文の引用は書き下しにした。特に参照指示がない場合、
私に書き下したものである。

*引用文中に割注がある場合には、【 】に括って示した。

注

(1) 以下では単に『姓氏録』と略称する。

(2) 『書斎中蓄書』（二十・四一三）によれば、天明五年の
時点でこれらの基礎文献は「大」と書かれた箱に纏めて収
められていた。

(3) 宣長自身の表記は「氏姓」「姓氏」「姓」「氏」など
様々であり、ルビの有無も箇所によって異なる。さらに他
の思想家からの引用も含めると、中国の話と日本の話が見
分けにくくなる恐れがある。その為、引用文中の表現に言
及する場合以外は、「ウヂカバネ」という表記を用いる。

(4) 『日本書紀』の記述は東征後の神武二年であり、日向
での婚姻より後であるが、「此御代」という言い方から、
神武天皇の時代の中での前後関係が問題となっているので
はないと考えられる。

(5) 大川真『近世王権論と「正名」の転回史』（御茶の水
書房、二〇一二年）は、こうした議論の空間を「叫ばれる

正名」と呼ぶ。また、河合一樹「本居宣長の孔子観と「正名」——『玉勝間』第九三条を中心として」(『哲学・思想論叢』第三四号、筑波大学哲学・思想学会編、二〇一七年)は「正名」は宣長にとっても重要な意味を持っていることを指摘する。

- (6) 第二三条「やしなひ子」(一・一四五～一四六)は異姓養子の禁止に対する批判である。異姓養子を否定した代表的な著作としては、浅見綱斎「養子弁証」(『日本儒林叢書』第四卷)がある。この点については渡辺浩『近世日本社会と宋学』(東京大学出版会、一九八五年)及び朴鴻圭「山崎闇斎の政治理念」(東京大学出版会、二〇〇二年)などに詳しい。また第八四九条「臣の王を娶る事」(一・三九七～三九八)では「同姓不娶」に対する言及がある。太宰春台『弁道書』(『日本教育思想大系 徂徠学派』六二頁)は、古代日本において「同姓不娶」の風習がなかったことを「禽獣の行ひ」としており、宣長は「直毘靈」(九・六〇)でもこのことについて反論している。
- (7) こうした名乗り方をした国学者に、建部綾足や楫取魚彦がいる。
- (8) 太宰春台『斥非』(『日本思想大系 徂徠学派』一四一頁以下参照。
- (9) 猪飼敬所『操觚正名』(『日本儒林叢書』第八卷)二〇頁参照。

(10) この点については、東より子『宣長神学の構造——仮構された「神代」(ペリかん社、一九九九年)第五章に詳しい。

(11) 相原耕作「本居宣長の言語観と秩序像」(一)～(三)(『東京都立大学法学部編、一九九八～一九九九年)参照。特に(二)は、宣長の秩序観を考察する過程で「職」の概念に着目し、この箇所にも言及している。この問題は極めて重要であると考えられるが、複雑な考察が要求される為、本稿では深く立ち入らない。

(12) この点については、宣長も『古事記伝』の「日子坐王」(十・五三三)の注釈で同じ趣旨のことを述べている。

(13) 詳しくは、河合一樹「称呼弁証」「姓氏氏族第四」の問題空間」(『求真』第二号、求真会編、二〇一六年)参照。

(14) 綱齋前掲書、五頁参照。

(15) 『記伝』、十・三一九参照。

(16) 『古事記伝』一之卷の「書紀の論ひ」においては、このことがより一般的な命題の形で述べられている(『記伝』、九・十三)。

(17) 「皇」ということの意味については、裴寛紋「本居宣長はどのような日本を想像したか——『古事記伝』の「皇国」(笠間書院、二〇一七年)が詳しい。

- (18) 東より子『宣長神学の構造』を嚆矢として、神野志隆
光『本居宣長『古事記伝』を読む』I～IV（講談社、二
〇一〇～二〇一四年）や山下久夫・斎藤英喜編『越境する
古事記伝』（森話社、二〇一二年）などが挙げられる。

（筑波大学大学院）